

2021年度 タスクフォース デザイン戦略検討TF



2022年3月10日 デザイン戦略検討TF チームリーダ 手島 悠太 (三菱電機(中国)有限公司)





- モノからコト消費への時代の変化と併せて、知財で保 護できるデザイン領域も拡大
- 例えば、日本においては令和元年に意匠法の大改正 が行われ、内装意匠、GUI意匠等、保護領域が拡大
- 中国においてもGUI意匠の保護緩和や、部分意匠制度の導入(21年6/1~専利法改正)され、デザイン保護の重要性が高まり、更なる戦略的な活用が求められている
- このような状況下、また「デザイン経営」が提言される 昨今において、各企業がどのようにしてデザインを適切 に保護し、事業に資するための戦略的な活用ができる か、アプローチ方法等の検討が必要と思われるため、 本TFを立ち上げて議論を実施



TFメンバー(計 | 4社、| 8名)

正会員企業10社

威可楷(中国)投資有限公司

卡西欧(中国)貿 易有限公司 三菱重工業(中国)有限公司

花王(中国)研究开 发中心有限公司 日産(中国)投資 有限公司

奥林巴斯(北京) 销售服务有限公司

三菱電機(中国)有限公司

東芝(中国)有限 公司 佳能(中国)有限公司

本田技研工業(中国)投資有限公司

準会員企業4社

北京路浩国際特許 事務所 上海博邦知識産権 服務有限公司

NGB株式会社

上海金天知的財産 代理事務所



- A) デザインの保護に向けた各社取組み、課題の洗い出し
- B) 各社課題の関連性検討、アプローチ方法検討
- C) 中国におけるデザイン活用した事例情報収集
- D) 専利法改正に関する情報収集、パブコメ提出対応

活動の進め方



A) デザインの保護に向けた 各社取組み、課題の洗い出し 正会員企業IO社による、アンケートの記入、TF内で発表 デザイン保護に関する各社の取組み内容・悩み・ニーズを共有

【アンケート】	企業名:(<u>)</u>	
1)意匠出願戦略↩		_	
①デザイン創出の会社↩	□日本本社 □中国拠点 □両方 □その他 ()→	P	
②中国意匠出願する会社。	□日本本社 □中国拠点 □両方 □その他 ()↩	0	
③意匠担当部門-	□意匠専任部門 □特許担当部門と兼務 ↔	0	□意匠と関連した商標(立体商標など)も出願↓
(日本本社) ₽	□商標担当部門と兼務 □その他()↩		□意匠と関連した著作権の登録↓
④意匠担当部門→	□意匠専任部門 □特許担当部門と兼務 ≠	0	□その他 () ₽
(中国拠点) ₽	□商標担当部門と兼務 □その他()↩		□警告や訴訟時等における特許とあわせた活用↵
⑤中国意匠出願実績₽	・日本本社 出願件数 年間()件↩	e	□警告や訴訟時等における実用新案とあわせた活用↓
	・中国拠点 出願件数 年間()件→		□警告や訴訟時等における商標とあわせた活用₽
®日本本社からの≠	□日本第一国出願による優先権↩	0	□警告や訴訟時等における著作権とあわせた活用↩
中国出願方法。	□中国直接出願 □その他 () ↩		□その他()↩
②出願客体(日本、中国)。	□物品 □画像 □建築物 □内装 □その他 ()↓	e e	
⑧出願対象となる↓	□ BtoB □ BtoC □両方 ゼ	e	- to 1.7 (BB)
製品分類 (同上) 🗸			こおける課題4
③具体的な製品例⇒	ę.	l. —	ハないが、今後検討したい項目4
⑩日本における↩	□部分意匠 □関連意匠 □秘密意匠 □組物意匠→	e)*	例)権利期間が短い、無審査のため使いづらい。
出願戦略活用実績。	□画像のみ(R1年改正) □その他() →		2
①中国における。	□類似意匠 □審査遅延 →		** (例) 画像意匠の戦場的な権利化、類似意匠制度の活用方法:
出願戦略活用実績。	□その他 () ₽)*	下に伴う部分意匠・国内優先権の活用方法が知りたい€
②意匠調査対応部門。	□事業部門 □開発部門 □知財部門 □特許事務所→		正にIT 2007//念に 国EN N級VIEV/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/
O'CE WENT OF IT	□外部調査機関 □その他() ₽	+	例)模倣品対策において商標権活用と比較して成果が上た。
の意尼調本のカイミンガ。	□開発前 □出願前 □無効調査時 □その他 () ₽	4 'I	THE STATE OF THE PROPERTY OF T
	□部分意匠 □国内優先権制度 □存続期間の延長↓		2
受事利/広区に(忠匠国建)← で気になる内容↔	□ □ 市の池 () →	* ₊	例)ECサイトや行政摘発での活用方法、内部部品/機能的
CXICASHE		i+	部分意匠の効力が知りたい。
へ、赤戸接送田 ノンずわま	中国における法国	_	ē.
 ② <u>意匠権活用</u>(いずれも 		٦. 🕂	例) 著作権の活用方法がわからない。
①意匠権活用実績↓	□出願・登録のみ □評価報告書請求 □警告。	ì.	
€	□民事訴訟 □行政摘発 □ EC サイト登録 □税関登録↓	+	例)立体商標活用方法が知りたい。
0 = 27 = 0 + 100	□その他 () ¢	Ì÷	
②冒認意匠への対策₽	□出願・登録 □カタログ寄託を利用 □その他()←	ı" ∃T	例) 高額勝訴事例の紹介、機能的意匠の勝訴事例紹介、特部
	に必要と思うもの	は何か∻	商標を力バーした多面的活用事例の紹介↓
			ē
	⑧その他自由コメ		ē.
	(悩み事、ニーズ、	TF 7º	



B)各社課題の関連性検討 アプローチ方法検討 各社課題・ニーズに基づき、TF内検討項目を以下3つに大別

- ①意匠出願戦略 専利法改正に伴う部分意匠、類似意匠制度の活用方法等
- ②意匠権活用 税関、行政摘発、模倣品対策(ECサイト)、民事訴訟
- ③多面的活用 立体商標、著作権、不正競争防止法等の使い分け



C)中国におけるデザイン活用 した事例情報収集

検討項目に沿った内容で、準会員企業4社の協力による講演を実施

- 専利法改正によって導入される部分意匠制度の論点整理▶明確化すべき論点共有により、情報収集を効率化、実務へ早期展開
- 意匠権を活用した行政取締り、税関での水際対策 (実務上における留意点、活用方法等)
 - ▶中国では意匠権活用による行政取締りを戦略的に活用可能
- 意匠権を活用したECサイト対策の概要 (商標権活用と比較した手続きの相違点、活用方法等)
 - ▶商標権と併せた意匠権活用によるリンク削除の有効性確認
- ■機能的意匠に関する判例2件の情報共有、判例内容研究 (上海知財法院による意匠訴訟審理指針に基づく判例抽出)
 - ▶機能的意匠と判断され、類否判断に影響を与えないことは稀 技術領域まで意匠権活用できる可能性有



D) 専利法改正に関する 情報収集、パブコメ提出対応

- 国家知識産権局が公表した「専利審査指南改正草案」の 意匠関連部分について内容確認(21年8/3公表)
- 修正提案すべき内容についてTF内で議論 Ex.部分意匠出願時の名称·作図方法 GUI意匠の出願方法等
- IPG「渉外委員会」との連携による意見募集稿を提出



次年度検討事項案

- 改正専利法(審査指南・実施細則)に基づく 戦略的な意匠出願方法の提言 (22年5/5~効力発生するハーグ協定加盟 による影響も検討予定)
- デザインに対する多面的活用方法(著作権、 立体商標、不正競争防止法等)の提言
- 22年度は「デザイン戦略委員会」として、デザイン に対する知財制度の活用方法を更に深堀